

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月29日
【事業年度】	第26期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）
【会社名】	株式会社 I D O M
【英訳名】	IDOM Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽鳥 由宇介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	経理・財務・IRセクションリーダー 松本 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	経理・財務・IRセクションリーダー 松本 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高 (百万円)	210,085	251,516	276,157	309,410	361,684
経常利益 (百万円)	6,835	4,160	5,797	2,072	6,867
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,111	2,247	3,578	381	3,545
包括利益 (百万円)	3,963	2,611	2,941	233	2,844
純資産額 (百万円)	38,245	39,581	41,494	40,357	42,586
総資産額 (百万円)	94,211	114,047	130,181	173,851	183,783
1株当たり純資産額 (円)	365.98	381.05	403.71	392.88	415.42
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.55	22.17	35.29	3.76	34.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	22.16	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.4	33.9	31.4	22.9	22.9
自己資本利益率 (%)	11.5	5.9	9.0	0.9	8.6
株価収益率 (倍)	28.1	33.0	20.2	99.9	14.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,121	4,632	6,989	19,593	13,757
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,686	8,262	5,315	11,015	406
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,858	18,092	8,731	30,930	1,142
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,122	14,337	22,763	22,970	37,295
従業員数 (人)	3,519	3,964	3,824	4,450	4,464
(外、平均臨時雇用者数)	(595)	(569)	(567)	(591)	(505)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第22期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないため記載しておりません。また、第24期、第25期及び第26期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月
売上高 (百万円)	179,367	198,434	215,777	234,618	258,008
経常利益 (百万円)	6,384	4,649	6,851	2,673	6,964
当期純利益 (百万円)	3,949	2,558	4,324	933	3,500
資本金 (百万円)	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157
発行済株式総数 (株)	106,888,000	106,888,000	106,888,000	106,888,000	106,888,000
純資産額 (百万円)	36,390	37,839	41,198	41,218	44,100
総資産額 (百万円)	79,048	99,544	114,088	148,606	160,191
1株当たり純資産額 (円)	358.86	373.08	406.23	406.44	434.85
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	12.50 (7.50)	12.00 (6.00)	7.00 (3.50)	11.00 (5.50)	1.20 (0.60)
1株当たり当期純利益金額 (円)	38.95	25.23	42.65	9.21	34.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	25.22	-	-	-
自己資本比率 (%)	46.0	38.0	36.1	27.7	27.5
自己資本利益率 (%)	11.2	6.9	10.9	2.3	8.2
株価収益率 (倍)	29.2	29.0	16.7	40.8	14.8
配当性向 (%)	32.0	47.6	16.4	119.5	3.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2,705 (517)	3,169 (515)	3,039 (527)	3,230 (471)	3,265 (363)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	123.2 (86.8)	80.8 (105.0)	79.9 (123.5)	44.7 (114.8)	59.4 (110.6)
最高株価 (円)	1,323	1,459	888	880	679
最低株価 (円)	885	490	566	293	240

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第22期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないため記載しておりません。また、第24期、第25期及び第26期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社（1972年4月設立、1997年8月本店を東京都杉並区より東京都新宿区に移転し、1997年11月商号を株式会社小崎建築設計事務所から株式会社ガリバーインターナショナルに変更）は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの株式の額面金額を変更するため、1998年3月1日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産・負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は、休業状態にあり、法律上消滅した株式会社ガリバーインターナショナルが実質上の存続会社であるため、本書では別段の記載のない限り実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの期数を継承し、1998年3月1日より始まる事業年度を第5期としております。

年月	沿革
1994年10月	株式会社ガリバーインターナショナル・コーポレーションを福島県郡山市富田町に中古車買い取り業を目的に設立。
1996年2月	フランチャイズチェーン展開の拡大に伴い、千葉県浦安市に東京本社を開設し、フランチャイズ本部機能を移転する。
1996年4月	商号を株式会社ガリバーインターナショナルに変更する。
1996年9月	本店を千葉県浦安市の東京本社に移転する。これに伴い東京本社を廃止する。
1997年9月	ドルフィネットシステムを試験的に導入開始。
1998年2月	ドルフィネットシステムの本格的運営を開始する。
1998年3月	株式の額面変更のため、形式上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルと合併する。
1998年12月	日本証券業協会に株式を登録。
2000年3月	全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを設立。
2000年4月	株式会社フジヤマトレーディングと共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ジー・トレーディングを設立。
2000年5月	本店を東京都千代田区に移転。
2000年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2001年11月	査定価格算出業務において国際標準化機構「ISO9001」（2000年度版）取得。
2002年12月	IR優良企業奨励賞受賞（日本インベスター・リレーションズ協議会）。
2003年8月	東京証券取引所市場第一部に指定。
2004年6月	キャリア・メッセ株式会社と共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ハコポーを設立。
2004年10月	全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスに名称変更。
2004年11月	全額出資子会社、Gulliver USA, Inc. を設立。 子会社、株式会社ジー・トレーディングが日本証券業協会に株式を登録。
2004年12月	子会社、株式会社ジー・トレーディングが株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年11月	自動査定システムに関する特許を取得（第3738160号）。
2006年2月	本店を東京都千代田区（現在地）に移転。
2006年11月	ポーター賞受賞。
2007年7月	プロ野球オールスターゲームを冠協賛。
2007年12月	買取・販売の収益の一部を寄付する社会貢献活動を開始。
2008年3月	第2回ハイ・サービス日本300選受賞（サービス産業生産性協議会）。
2009年12月	株式会社ジー・トレーディングを株式交換により完全子会社とする。
2011年2月	子会社、株式会社ジー・ワンインシュアランスサービスの商号を株式会社ガリバーインシュアランスに変更。
2011年8月	株式会社ハコポーを吸収合併。
2012年11月	100%出資会社、株式会社モーターレングローバルを設立。
2013年11月	東京マイカー販売株式会社の全株式を取得し、完全子会社化。
2014年6月	100%出資会社、Gulliver International New Zealand Co., Ltd. を設立。
2015年1月	子会社、株式会社モーターレングローバルが株式会社Nakamitsu Motorsの株式と、その大株主である有限会社ナカミツインターナショナルの全株式を取得し、それぞれを完全子会社化。
年月	沿革
2015年8月	子会社、株式会社Nakamitsu Motorsを株式会社モーターレングランツに名称変更。

年月	沿革
2015年9月	100%出資会社、Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.が、豪州にてマルチブランドの新車ディーラーを展開するBuick Holdings Pty Ltd.の株式67.0%を取得し、子会社化。
2016年7月	商号を株式会社IDOMに変更。
2016年8月	月額定額クルマ乗り換え放題サービス「NOREL」開始。
2016年12月	100%出資会社、宜多夢(江蘇)商貿有限公司を設立。
2017年6月	攻めのIT経営銘柄2017に選定(経済産業省・東京証券取引所)
2018年10月	100%出資会社であるIDOM Automotive Group Pty Ltd.(旧社名 Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.)の新設子会社IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.が、豪州にてマルチブランドの新車ディーラーを展開するAWMグループ5社を株式取得、及び資産譲受の方法により取得し、子会社化。
2019年8月	個人間カーシェアサービス「G02G0」開始。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社IDOM）及び子会社40社により構成されており、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を主たる業務としております。なお、中古車販売事業においては、新車販売も行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 日本

連結財務諸表提出会社（株式会社IDOM）は、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を行っております。

㈱ガリバーインシュアランス（連結子会社）は、保険代理店事業を行っております。

東京マイカー販売㈱（連結子会社）は、中古車の売買を行っております。

㈱モトレングローバル（連結子会社）及び㈱モトレングランツ（連結子会社）は、BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリ販売を行っております。

(2) 豪州

IDOM Automotive Group Pty Ltd.（連結子会社）は、事業会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務を行っております。

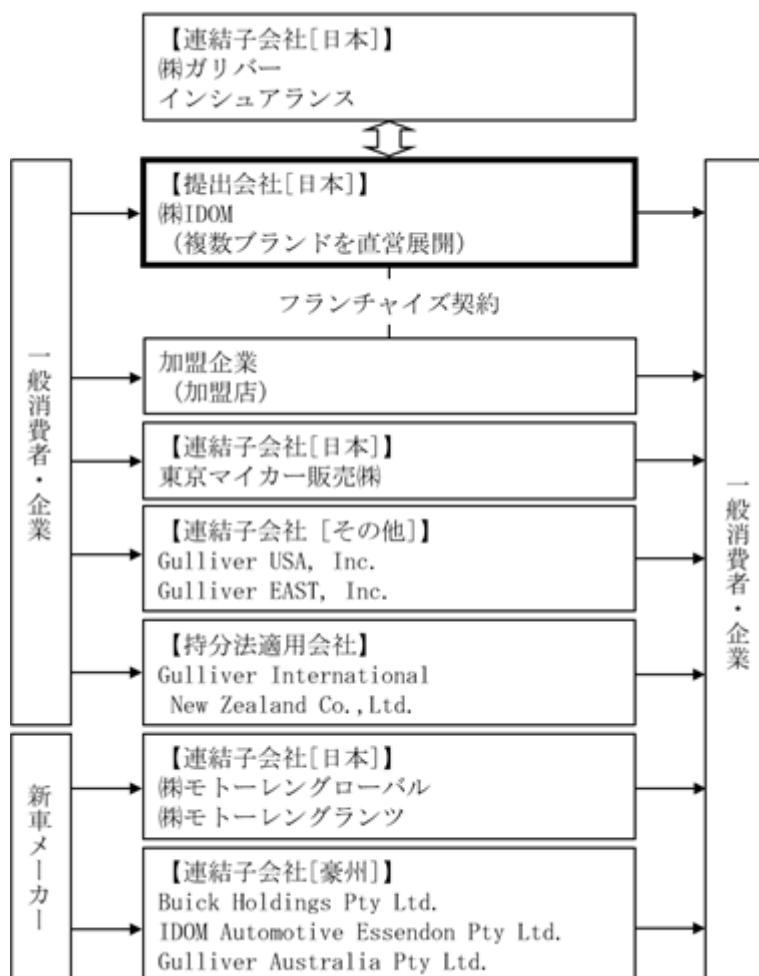
Buick Holdings Pty Ltd.（連結子会社）は、西オーストラリアにおける新車・中古車の販売及び関連事業を行っております。

IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.（連結子会社）は、ヴィクトリア州メルボルンにおいて新車・中古車の販売及び関連事業を行う子会社5社を統括しております。

(3) その他

Gulliver USA, Inc.（連結子会社）及びGulliver EAST, Inc.（連結子会社）は、米国国内における中古車の売買を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社)						
(株)ガリバーイン シュアランス	東京都千代田区	101 百万円	保険代理店事業	100.00	-	役員の兼任 事務所の賃貸
Gulliver USA, Inc. (注) 1	米国 カリフォルニア州	12,000 千米ドル	米国国内における 中古車の売買	100.00	-	役員の兼任
Gulliver EAST, Inc.	米国 ニューヨーク州	1,000 千米ドル	米国国内における 中古車の売買	100.00	-	役員の兼任
東京マイカー販売 (株)	福島県郡山市	20 百万円	中古車の売買	100.00	-	事業資金の貸付 車両の売買
(株)モトーレング ローバル	東京都千代田区	5 百万円	BMW社製乗用車の 販売及び整備、修 理部品・アクセサ リー販売	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買
(株)モトーレングラ ンツ	千葉県市川市	50 百万円	BMW社製乗用車の 販売及び整備、修 理部品・アクセサ リー販売	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買
IDOM Automotive Group Pty Ltd. (注) 1	豪州 西オーストラリア 州	148,300 千豪ドル	豪州事業会社を統 括・管理する業務	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
Buick Holdings Pty Ltd. (注) 3	豪州 西オーストラリア 州	378 豪ドル	豪州西オーストラ リア州における新 車・中古車の販売 及び関連事業	67.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd. (注) 1	豪州 ヴィクトリア州	26,970 千豪ドル	豪州ヴィクトリア 州における新車・ 中古車の販売及び 関連事業	100.00	-	-
Gulliver Australia Pty Ltd. (注) 2	豪州 ヴィクトリア州	50 千豪ドル	豪州ヴィクトリア 州における新車・ 中古車の販売及び 関連事業	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
FIDO Cars Pty Ltd. (注) 2	豪州 西オーストラリア 州	100 豪ドル	豪州東部における 車両レンタル事業 及び関連事業	100.00	-	-
その他12社						
(持分法適用非連 結子会社) Gulliver International New Zealand Co., Ltd.	ニュージーランド オークランド	341 千NZドル	ニュージーランド 国内における中古 車の売買	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

3 . Buick Holdings Pty Ltd.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	58,069 百万円
経常利益	45 百万円
当期純利益	81 百万円
純資産額	1,310 百万円
総資産額	13,663 百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	3,520 (418)
豪州	927 (83)
その他	17 (4)
合計	4,464 (505)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,265 (363)	31.9	5.1	4,452,801

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	3,265 (363)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、お客様のために「自動車流通革命」を起こすべく、「日本最大の店舗網」と「質の高い営業組織」を持ち合わせた日本最大の自動車販売インフラの完成に注力しております。

近年においては、従来の中古車の買取と卸売（中古車業者向け）を中心とするビジネスから、中古車の小売（一般消費者向け）を中心とするビジネスへ移行しました。小売ビジネスを中心とするなかで、資本効率を引き上げつつ事業拡大を図ってまいります。

店舗展開については、「ガリバー」のブランド力による集客力や、蓄積されたノウハウを武器に店舗網を再構築してまいります。また、小売付帯収益の強化、人材教育の強化、多様なサービス開発、効率的なマーケティング活動などに継続して取り組んでいきます。そして、これらの取り組みを有効かつ効率的に実現させるために、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行ってまいります。

更には、将来的に世界最大の自動車販売インフラを構築することを志し、その足がかりとして複数国においてグローバル展開を開始しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府や地方自治体による外出自粛要請により、2021年2月期において、国内外の店舗の来店客数の減少が続く可能性があります。また、景気の先行きの不透明さは続くことが想定されます。こうした経営環境の変化を捉えた上で、上記する事業展開を行ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

これらのリスクは発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、事業上のリスク要因として具体化する可能性は、必ずしも該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2020年5月29日）現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

特定地域・市場への依存について

当社グループは、海外での事業展開も開始しておりますが、全体の売上高に占める国内事業の割合が高く、国内の中古車市場への依存度が高い特徴があります。

事業環境の変化

人口動態の変化、景気動向の変動、増税や税制の変更、関連する法規制の変更等、様々な要因により、消費環境や市場規模が大きく変動する可能性があります。また、景気の後退や金融収縮等の金融環境の変化によっては、当社が随時に資金調達できない可能性があります。

これらの要因により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

適正利潤の確保

当社グループが適正な利潤を確保するためには、適切な在庫管理の下、適正かつ公正な価格で商品仕入・販売を行う必要があります。特に、国内の中古車市場においては、市場価値も変動する中古車の各車両の状況と市場価値を見極め適正な価格で仕入れ、それを一般消費者にとり納得度の高い公正な価格で販売する必要があります。仕入環境の変化、競争激化による販売価格の低下、在庫の過不足等の要因により適正利潤の確保が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

店舗に関連するリスクについて

当社の店舗の大部分は、地主から賃借しており、出店にあたり敷金及び保証金、建設協力金を差し入れております。契約に際しては、相手先の信用状態を判断した上で出店の意思決定を致します。しかし、ロードサイド店については、賃貸借期間が15～20年と長期にわたるものが多く、契約時点から状況が変化する可能性があります。敷金及び保証金は契約期間が満了時に返金、建設協力金は当社が支払う賃借料との相殺により回収されるものですが、倒産その他賃貸人の信用状態の悪化等の事由により、当該契約が期間満了又は途中解約に至った際に、差し入れた保証金等の全部又は一部が回収できなくなる可能性があります。なお、2020年2月期末時点における敷金及び保証金、建設協力金残高は11,081百万円であり、総資産の6.0%を占めております。

また、当社は日本最大の中古車販売店舗網と効率的な店舗運営の実現を目指しており、店舗効率向上のために店舗網を見直し、その結果、閉店を決定する場合があります。閉店の場合には、店舗の除却損や閉店にかかる費用が発生する可能性があります。

人材獲得及び教育について

当社グループは、今後とも顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続けることで、事業の拡大を図ってまいります。そのためには継続的に優秀な人材を確保してゆく必要があります。しかしながら、今後人材獲得競争が激化することで、人材確保が将来的に難しくなる可能性があり、採用に要するコストも増加していくことが予想されます。

これに対し当社グループでは、綿密な人員計画の作成、人事制度の刷新等を図ることで、適切な採用コストの管理、魅力的な職場環境の実現に取り組んでおりますが、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、CS（顧客満足度）やブランド力の向上のためには、人材教育を更に強化していくことが必要であります。既に、教育制度の充実など対応策の実践及び改善を継続的に行っておりますが、その過程に時間を要する状況になった場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社代表取締役羽鳥由宇介、代表取締役羽鳥貴夫及びその近親者の出資する会社との関係について

株式会社フォワードは、当社の法人主要株主であり、2020年2月29日現在において当社の発行済株式総数の27.61%を保有しております。同社は、当社代表取締役社長羽鳥由宇介及び当社代表取締役社長羽鳥貴夫の財産保全会社という位置付けであります。

関係会社について

当社は、当社の収益拡大政策として経営資源を有効活用し、収益基盤の多様化を進めるため複数の関係会社を有しております。これらの関係会社は、今後の事業展開によっては投資額が膨らむ可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、今後も収益基盤の多様化によって収益拡大に努める方針であります。

しかしながら、経済環境の変化や予測できない費用の発生等の影響により、当社グループが計画したとおりに事業を展開し、期待した成果が得られる保証はなく、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、連結財務諸表において各関係会社の業績は反映されておりますが、関係会社各社の業績によっては、個別財務諸表において関係会社に対する債権の貸し倒れ及び関係会社株式の評価損が認識される可能性があります。

保有資産の価値の変動及び減損について

当社グループは店舗の建物等の有形固定資産や買収により生じたのれん等を保有しており、収益性の悪化や市場価値の低減により、保有資産の減損処理が必要となった場合には、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報管理及び情報セキュリティについて

当社グループは、一般消費者との中古車の売買にかかる業務の中で、多数の個人情報を保有しております。個人情報については、主官省の定める個人情報保護ガイドラインに従って、社内規程を遵守し、リスク管理体制の強化と従業員教育の徹底に取り組んでおります。

しかしながら、万一個人情報等が外部に流出するような事態が発生した場合、お客様の信頼低下による売上の減少や損害賠償による損失が発生する可能性があります。

訴訟について

当社は、当連結会計年度末において業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、様々な事業活動を行っているなかで、訴訟、係争、その他の法律的手続きの対象となる可能性があります。将来、重要な訴訟等が提起されることにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

天候・自然災害等について

当社は、日本全国に店舗を展開しており、台風や大雪といった天候の状況や、自然災害等が発生し、事業運営に遅延又は障害をきたした場合には、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2019年3月1日～2020年2月29日）における国内直営店の小売台数は、132,988台（前期比6.8%増）となりました。前期においては、中古車販売の価格設計及び店舗営業施策の転換を行った影響により、直営店1店舗あたり小売台数、台あたり粗利が低下しましたが、当期においては、各種改善策を講じたことにより、小売価格設定の精度が向上し、付帯商品収益も増加しました。結果として、店舗あたり小売台数、台あたり粗利ともに回復しました。

販売費及び一般管理費は、新規出店に伴う店舗運営費用等が増加しました。

当期のシンジケートローン契約締結に伴い、アレンジャーである金融機関に対しアレンジメントフィーを支払い、当該費用は一括して計上したため支払利息が増加しております。

当期においては、資本効率を重視した事業投資・撤退判断を行い、次の成長ステージに向けた足場固めを行うという経営方針の下、一部直営店舗の閉店、業務形システムの導入見直し、ニュージーランド事業の縮小及び本格展開を検討していた中国事業からの撤退を実施しました。

これらのことから、持分法による投資損失が前期に比べ増加し、また、固定資産除却損、店舗閉鎖損失、減損損失、関係会社株式評価損などの特別損失を合計3,120百万円計上しました。一方で、繰越欠損金による課税所得の控除が発生しました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高361,684百万円（前期比16.9%増）、営業利益9,091百万円（前期比167.3%増）、経常利益6,867百万円（前期231.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,545百万円（前期比828.8%増）となりました。

地域セグメント別の業績は以下のとおりであります。

a．日本

売上高274,781百万円（前期比12.1%増）、セグメント利益（営業利益）9,578百万円（前期比155.4%増）となりました。直営店1店舗あたり小売台数、台あたり粗利ともに改善しました。

b．豪州

売上高84,277百万円（前期比35.5%増）、セグメント利益（営業利益）76百万円（前期比38.0%増）となりました。2018年10月に買収した新車ディーラーグループを前連結会計年度より子会社化（2018年10月1日～2019年2月28日の期間の業績を連結）しているため、当期においては、増収に寄与しております。西オーストラリア州の子会社は販売台数の増加等により業績は改善しております。

財政状態の状況

（資産の部）

当連結会計年度末の資産の部合計は、183,783百万円（前期末比5.7%増）となりました。

流動資産は、現金及び預金が増加（前期末比14,246百万円増）したこと及び商品が増加（前期末比5,029百万円増）したことなどにより、128,115百万円（前期末比13.5%増）となりました。

固定資産は、ソフトウェアが減少（前期末比921百万円減）したこと及び関係会社株式が減少（前期末比2,142百万円減）したことなどにより、55,667百万円（前期末比8.7%減）となりました。

（負債の部）

当連結会計年度末の負債の部合計は、141,196百万円（前期末比5.8%増）となりました。

流動負債は、短期借入金が増加（前期末比8,096百万円増）したことなどにより56,299百万円（前期末比7.2%増）となりました。

固定負債は、長期借入金が増加（前期末比11,801百万円増）したことなどにより、84,897百万円（前期末比16.5%増）となりました。

（純資産の部）

当連結会計年度末の純資産の部合計は、利益剰余金が増加（前期末比2,931百万円増）したことなどにより、42,586百万円（前期末比5.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ14,325百万円増加（前期末比62.4%増）し、当連結会計年度末には37,295百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、13,757百万円となりました。

これは主に、たな卸資産の増加額5,539百万円、税金等調整前当期純利益3,917百万円、減価償却費3,140百万円、未払消費税等の増加による収入2,333百万円、未収入金の減少による収入2,323百万円があったこと等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、406百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出2,226百万円、子会社の清算による収入1,955百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,142百万円となりました。

これは主に、長期借入れによる収入22,525百万円、長期借入金の返済による支出12,667百万円及び短期借入金
の純減額8,096百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	前年同期比(%)
日本	274,781百万円	112.1
豪州	84,277	135.5
その他	2,669	121.2
合計	361,727	116.9

(注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社 ユー・エス・エス	37,997	12.3	36,005	10.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択や適用、資産・負債や収益・費用の計上の際に、合理的な基準による見積りが含まれており、見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りによる数値と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表作成にあたっての重要な会計方針等は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、中古車及び新車の仕入に係る費用や販売費及び一般管理費等の営業費用、並びに店舗の設備投資等であります。運転資金及び設備投資資金は、自己資金及び借入金により対応することを基本としております。

当社グループは、資金を安定的に確保する方針の下、金融機関から行う資金調達は長期借入金を中心に行っております。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において、直営店舗の新規出店等を中心にグループ全体で3,452百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本	3,149百万円	71.4%
豪州	298	113.4
その他	4	144.7
計	3,452	73.8
消去又は全社	-	-
合計	3,452	73.8

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
中古車販売事業所 (全国480店舗)	日本	店舗	20,019	-	330	217 (3,503.76)	1,162	21,730	2,586 (240)
関東商品化センター (千葉県野田市)	日本	整備工場	345	-	21	-	0	367	34 (27)
本社及び事業本部 (東京都千代田区、 千葉県浦安市及び 千葉県千葉市)	日本	事務所	1,070	3	77	0 (1,543.00)	800	1,951	645 (96)

(2) 国内子会社

2020年2月29日現在

会社名	事業所名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
東京マイカー 販売㈱	中古車販売事業所 (福島県郡山市)	日本	店舗及び 事務所	86	0	10	-	2	100	66 (5)
㈱モーター レングローバル	新車及び中古車 販売事業所 (北海道旭川市)	日本	店舗及び 事務所	2	-	1	-	0	4	10 (0)
㈱モーター レングランツ	新車及び中古車 販売事業所 (千葉県市川市)	日本	店舗及び 事務所	434	-	48	-	25	508	168 (16)

(3) 在外子会社

2020年2月29日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
Gulliver USA, Inc.	中古車販売 事業所 (米国カリフォル ニア州)	その他	店舗及び 事務所	2	1	4	-	0	9	14 (4)
Gulliver EAST, Inc.	中古車販売 事業所 (米国ニューヨー ク州)	その他	店舗及び 事務所	1	0	1	-	-	2	3 (0)
Buick Holdings Pty Ltd.	新車及び中古 車販売事業所 (豪州西オースト ラリア州)	豪州	店舗及び 事務所	154	199	197	-	2,797	3,348	621 (44)
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	新車及び中古 車販売事業所 (豪州ヴィク トリア州)	豪州	店舗及び 事務所	110	30	12	-	2,774	2,928	248 (26)
Gulliver Australia Pty Ltd.	新車及び中古 車販売事業所 (豪州ヴィク トリア州)	豪州	店舗及び 事務所	29	-	1	-	-	30	40 (7)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、無形固定資産(のれんを除く)及び建設仮勘定であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 提出会社の本社の土地は福利厚生施設のものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

2020年2月29日現在

会社名	事業所名	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出 会社	直営店舗 (5店舗)	日本	事業用設備等	500	-	自己資金及び 借入金	2019年 11月～	2021年 2月期中	-
	本社及び 事業本部等	日本	新規システム等	200	-	自己資金及び 借入金	2020年 3月～	2021年 2月期中	-

(注) 1. 投資予定額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は、算出することが困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年2月29日)	提出日現在発行数 (株) (2020年5月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	106,888,000	106,888,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	106,888,000	106,888,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第5回	
決議年月日	2016年10月13日
新株予約権の数(個)	21,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	720(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年6月1日 至 2024年5月31日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 720 資本組入額 360（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3 . (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 4 . (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 受益者は、2021年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち

当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 200億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%
 - (b) 225億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 75%
 - (c) 250億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- (3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 5 . 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）4 に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第 8 回	
決議年月日	2017年 7 月12日
新株予約権の数(個)	12,000(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	767(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 767 資本組入額 384(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 . (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 . (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」又は「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、2021年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (a) 200億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%
- (b) 225億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 85%
- (c) 250億円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- (3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 5 . 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年5月1日 (注)	96,199	106,888	-	4,157	-	4,032

(注) 株式分割(1:10)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			

株主数 (名)	-	24	33	48	148	11	6,384	6,648	-
所有株式数 (単元)	-	156,845	25,121	342,158	232,041	43	312,409	1,068,617	26,300
所有株式数の 割合(%)	-	14.7	2.4	32.0	21.7	0.0	29.2	100.0	-

(注) 1. 自己株式5,480,571株は、「個人その他」に54,805単元、「単元未満株式の状況」に71株含めて記載をしております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社フォワード	東京都港区白金台四丁目16番12号	28,000	27.61
羽鳥 裕介	東京都港区	7,039	6.94
株式会社ビッグモーター	東京都港区六本木六丁目10番1号	5,697	5.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,537	3.49
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UK (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	3,428	3.38
羽鳥 貴夫	東京都渋谷区	3,039	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,281	2.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	2,052	2.02
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ ,UK (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,809	1.78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,800	1.78
計	-	58,684	57.87

(注) 1. 上記所有株主数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3,537千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,281千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式 5,480千株(所有割合 5.13%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,480,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,381,200	1,013,812	同上
単元未満株式	普通株式 26,300	-	同上
発行済株式総数	106,888,000	-	-
総株主の議決権	-	1,013,812	-

【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 I D O M	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	5,480,500	-	5,480,500	5.13
計	-	5,480,500	-	5,480,500	5.13

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年4月14日)での決議状況 (取得期間2020年4月15日～2020年7月14日)	3,000,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,000,000	1,500,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	1,000,000	397,000,000
提出日現在の未行使割合(%)	66.7	73.5

(注)当期間における取得自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	40	14,380
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	5,480,571	-	6,480,571	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式並びに新株予約権の行使による譲渡及び単元未満株式の買取請求による売渡しは含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策は、連結業績に連動して配当金を決定する「業績連動型配当」を基本方針としております。当社では、原則として、「前期の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）×30%」で算出される金額を配当総額とし、当期の1株当たり配当金を決定する方法を採用しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度については、当該基本方針に基づき、2020年5月28日開催の定時株主総会において、1株当たり0.6円の期末配当を決議しております。結果として、当期の1株当たり配当金は年間1.2円（中間0.6円、期末0.6円）とさせていただきます。

内部留保資金については、将来における更なる利益拡大、企業価値向上を目指し、競争力の強化やサービスの向上を図るため、直営店の新規出店、新規事業開発、社内インフラの強化など、効果的かつ効率的な投資を行ってまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月11日 取締役会決議	60	0.6
2020年5月28日 定時株主総会決議	60	0.6

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、“Growing Together”を企業理念として掲げ、共存共栄の思想を原点に、当社のステークホルダー（株主、お客様、社員、パートナー、社会、当社グループに関わる全ての人々）に喜ばれ、高い満足度を提供する企業を目指しております。この実現のために、当社は株主価値の最大化を目指すべく、経営管理並びに経営監視機能の強化を図っていくことが肝要であると考えており、こうした考えの下に、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、取締役会及び監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスを形成しておりますが、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役会のスリム化の実現、並びに執行役員制度の導入をしております。また、スピーディーな経営の実現とともにディスクロージャーの充実とアカウンタビリティ（説明責任）の責務を十分に果たすことにより、企業の透明性を確保することが株主価値向上に重要な影響を与えることと認識し、取締役会及び監査役制度の経営体制の機能強化に加え、内部統制機能の強化、IRの強化を図っております。

引き続き、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、積極的に取り組んでいく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会及び監査役会制度を採用しております。また、取締役会に準ずる意思決定機関として、社長決裁会を委員会として設置し、運用に当たっております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議等、会社の業務執行が効率的に行われるように実効性のある審議を行っております。

取締役会は、経営環境の変化等による戦略的意思決定の迅速性を重視し、事前に社長決裁会等において、慎重かつ詳細に議案内容を検討した上で、定期招集決議に加え、状況により臨時開催を行いつつ、機動的に実施しております。

社長決裁会は、代表取締役社長2名、担当執行役員（最低でも代表取締役社長1名以上の参加による）及び起案者による意思決定の場となっております。開催頻度は概ね週に1回ないし2回程度となっており、取締役会へ上程する付議議題の検討、取締役会決議事項に基づく細部にわたる意思決定や業務指示などを行うこととしており、取締役会の補完的な役割を担っております。

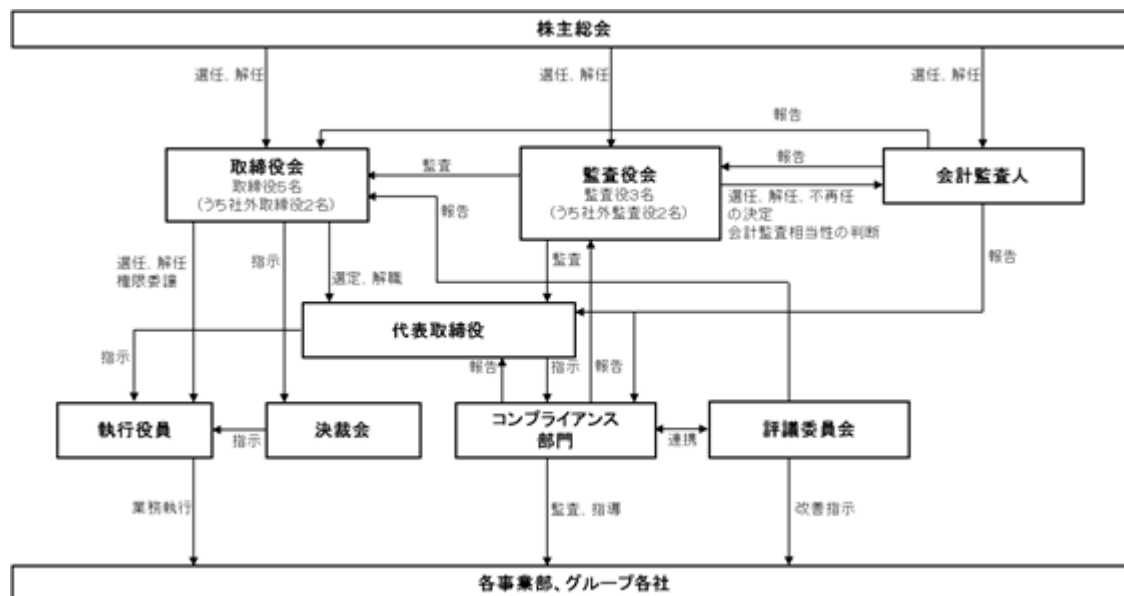
監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む3名で構成されており、各々は会計、税務、企業法務、人事労務に十分に精通しており、専門的な見地からも意見を述べております。

監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監視を行うことに加え、会計監査人やコンプライアンス担当部門、関係会社監査役との連携を図りつつ、重要事項の確認を行っております。加えて、社長決裁会の議事録、業績や財務会計状況の報告、内部統制、内部監査の状況、法務案件の状況等、毎月定期的に広範かつ細部にわたり俯瞰的に業務執行状況を確認し、監査に当たっております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役会のスリム化を実現させております。

社外取締役2名を含む取締役5名により構成する取締役会が、当社グループにおける企業活動のあらゆる領域を網羅し、スピード感をもって機動的に意思決定をしていく体制であり、現行体制が企業経営として効率的であると判断しております。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告するとともに、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。なお、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にするとともに、その周知徹底を図っていく。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるものとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 当社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - b . 当社の取締役、執行役員、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - c . 当社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すとともに、経営上の重要事項については、当社の事前の承認又は当社への報告を義務付ける。
 - d . 当社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。ただし、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。
- (8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。
- (9) 当社の監査役への報告に関する体制
- a . 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
 - b . 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社において周知徹底する。
- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a . 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - b . 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用等を処理する。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ハ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の係わり合いを持たず、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、断固として排除することを基本方針とします。

ニ．反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を本社コンプライアンス部門とし、同部門を通じて反社会的勢力に関する諸事項を一元的に統括・管理するとともに、各部署に対し、反社会的勢力に関する対応について、指導しております。また、反社会的勢力からの不当要求に適切に対応するために、対応統括部署に「不当要求防止責任者」を配置し、各部署において不当要求が為された場合、当該部門責任者と連携して、組織として対応する仕組みを整備しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力排除に関する経験の豊富な弁護士と顧問契約を締結し、種々の指導を仰ぐとともに、所轄警察署と随時連絡を取り、情報収集等、連携を図っております。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、企業行動憲章等を受け、具体的な不当要求に関する対応や種々の態様に係る対応要領を取り纏めた「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。

(4) 反社会的勢力排除条項の導入

当社は、反社会的勢力が取引先となって、不当要求を行う場合の被害を防止する事はもとより、これらの者と取引関係を持つことは、それが発覚した場合の企業信頼性が毀損する事を重く受け止め、順次契約書や取引約款等に反社会的勢力排除条項を設けております。

ホ．取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ト．株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

リ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

又、取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含み、業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	羽鳥 由宇介	1971年 1月20日生	1995年 7月 当社取締役 1999年 3月 当社常務取締役 2001年 2月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	7,039
取締役社長 (代表取締役)	羽鳥 貴夫	1972年 6月12日生	1995年 7月 当社取締役 1996年 1月 株式会社フォワード設立 代表取締役(現任) 1999年 3月 当社常務取締役 2006年 5月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	3,039
取締役	太田 勝	1964年 9月25日生	1997年 3月 当社入社 2008年 4月 直営推進チームリーダー 2009年 4月 当社執行役員 2016年 5月 当社取締役 Gulliverカンパニーチーム リーダー 2017年 4月 当社取締役 エキスパート事業部チーム リーダー 2018年 4月 当社取締役 総合事業部チームリーダー 2019年 4月 当社取締役 リアル営業部門担当(現任)	(注) 3	7
取締役	杉江 潤	1956年 6月23日生	1979年 4月 大蔵省(現財務省)入省 2007年 7月 国税庁 調査査察部長 2008年 7月 関東信越国税局長 2009年 7月 国税庁 長官官房審議官(国際担当) 2011年 7月 東京国税局長 2012年12月 株式会社証券保管振替機構 審議役 2014年 6月 同社常務取締役 株式会社ほふりクリアリング 常務取締役 2015年 7月 株式会社証券保管振替機構 常務執行役 2017年 5月 当社取締役(現任) 2018年 4月 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事(現任) 2019年 6月 三井住友建設株式会社 社外取締役(現任)	(注) 3	-

取締役	野田 公一	1966年1月11日生	1988年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年6月 ハーバード大学経営大学院卒業 1999年7月 株式会社インクス（現SOLIZE株式会社）入社 2004年7月 楽天株式会社入社 2005年5月 同社執行役員 マーケティングメンバーサービス部門長 2006年9月 同社執行役員 採用育成本部長 2009年1月 同社執行役員 金融業務室長 2009年3月 楽天証券株式会社 取締役 2010年1月 ビットワレット株式会社（現楽天Edy株式会社）監査役 2011年2月 楽天株式会社 執行役員経営企画室長 2013年2月 同社執行役員 グローバル人事部長 2016年12月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 最高人財責任者 2018年5月 当社取締役（現任） 2019年2月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 最高管理責任者 2019年11月 株式会社Works Human Intelligence 最高人財責任者(CHRO)（現任） 2020年3月 株式会社OKAN 社外取締役（現任）	(注)3	60
-----	-------	-------------	---	------	----

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	柳川 邦衛	1933年4月30日生	1958年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1969年1月 ユニオン光学株式会社入社 1975年9月 同社代表取締役社長 1991年6月 同社代表取締役会長 1997年6月 同社監査役 1998年9月 当社顧問 2001年1月 株式会社ジー・トレーディング 顧問 2003年5月 同社取締役 内部監査室長 2007年11月 株式会社ジー・レンタル 取締役 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年7月 ジー・アール株式会社 代表取締役社長 2015年5月 同社代表取締役会長 2015年6月 公益財団法人和敬塾 理事(現任) 2016年5月 当社監査役(現任) 2017年5月 ジー・アール株式会社 取締役会長(現任)	(注)4	11
監査役	遠藤 政勝	1941年7月27日生	1964年4月 パラマウント硝子工業株式会社入社 1976年4月 税理士事務所開業 株式会社若葉会計センター設立 代表取締役(現任) 1996年7月 東京マイカー販売株式会社 代表取締役 1998年7月 株式会社アサカ理研 社外監査役 2000年5月 当社監査役(現任)	(注)4	162
監査役	木村 忠昭	1980年11月5日生	2004年4月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)入社 2008年1月 株式会社アドライト 代表取締役(現任) 2008年5月 公認会計士登録 2008年10月 株式会社エスエルディー 社外取締役 2012年8月 株式会社じげん 社外監査役 2015年2月 株式会社マネーフォワード 社外監査役 2015年12月 株式会社クラウドワークス 社外取締役 2016年12月 株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員(現任) 2020年5月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					10,319

- (注) 1. 取締役杉江潤及び取締役野田公一は、社外取締役であります。
2. 監査役遠藤政勝及び監査役木村忠昭は、社外監査役であります。
3. 2019年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2018年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。
なお、前任者の任期は、2018年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
6. 取締役社長羽鳥由宇介及び取締役社長羽鳥貴夫は、兄弟であります。
7. 当社では、取締役会において決定した事項につき、担当取締役の指揮監督の下、取締役の業務を補佐する制度として、執行役員制度を導入しております。執行役員は、11名で構成されております。

社外役員の状況

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）が、会社法の定める要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないと判断される場合、社外役員は独立性を有しているものと判断します。

なお、以下のいずれかに該当するものであっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員とすることができるものとします。

- イ．当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である者）又はその株主が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合における当該法人等の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。）である者
- ロ．当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者という。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- ハ．当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を行っている者を言う。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- ニ．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ホ．当社から役員報酬以外に、年間100万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント
- ヘ．当社から、自己の年間売上高の2%以上の支払を受けている法律事務所、監査法人（当社の会計監査人である監査法人を除く。）、税理士法人又はコンサルティングファームに所属する者
- ト．当社の主要な借入先（直近の事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。）又はその借入先が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- チ．当社から年間100万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- リ．最近3年間において、上記イ．からチ．のいずれかに該当していた者
- ヌ．上記イ．からリ．に該当する者（上記ホ．を除き、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ル．当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合には、業務執行者でない取締役を含む。以下同じ。）である者の配偶者又は二親等内の親族
- ロ．最近3年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族

社外取締役杉江潤は、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識を有しており、加えて長年にわたる職歴を通じて幅広い経験と見識を有しているため、当社の経営全般において助言できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役野田公一は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、豊富な経験と知見を有しておりますので、これらを活かし、社外取締役として、当社の経営全般において助言をいただけるものと判断し、選任しております。同

氏は、2020年5月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役遠藤政勝は、税理士として税務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、当社の関係業界や事業内容についても精通しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、2020年5月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役木村忠昭は、公認会計士として財務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、企業経営に関しても高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

なお、選任にあたっては、会社法や東京証券取引所の規則等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会及び会計監査人による監査報告会等において適宜報告及び意見交換等により相互の連携を図りながら、監査の質的向上を図っております。

なお、社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、コンプライアンス部門等との連携の下、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

また、その体制をスムーズに進行させるため、監査役がコンプライアンス部門等と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して、社外監査役の独立した活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は3名のうち2名が社外監査役であり、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べる事ができ、監査役としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担などに従い、取締役の職務の執行を監査しております。なお監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。

監査役及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況に関して定期的に、又は必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査については、「太陽有限責任監査法人」と監査契約を締結し、会社法に基づく計算書類とその附属明細書及び金融商品取引法に基づく書面の確認を行うと同時に、四半期毎に会計監査人により開催される監査報告会において、コンプライアンス担当部門と同席の元、情報の共有を行っております。

こうした情報共有や意見交換を通して、監査役は、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討は元より、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について確認しており、リスクの回避及び軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査効率と監査効果を高め、職務の執行に当たっております。

内部監査の状況

当社では内部監査の重要性を鑑み、独立した内部監査機能を有するコンプライアンス担当部門を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行っております。

監査役とコンプライアンス担当部門との連携並びに相互補完を進めるため、コンプライアンス担当部門は、期初において監査役の意見を元に年次監査計画の策定を行い、期中において個別案件毎に月度の報告を行っております。

当社監査役、並びに関係会社監査役、コンプライアンス担当部門長は、監査役会の報告事項の審議の場を介し、四半期毎に情報共有並びに意見交換会を開催しており、当社内部統制の状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行っております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 鶴見 寛

指定有限責任社員 業務執行社員 秋元 宏樹

c . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、太陽有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

f. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度	優成監査法人
前連結会計年度及び前事業年度	太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の概要

存続する監査公認会計士等の概要

名称 太陽有限責任監査法人

所在地 東京都港区元赤坂一丁目2番7号

消滅する監査公認会計士等の概要

名称 優成監査法人

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館9階

(2) 異動の年月日

2018年7月2日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

2018年5月30日

(4) 消滅する監査法人等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見書等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である優成監査法人（消滅監査法人）が、2018年7月2日付で、太陽有限責任監査法人（存続監査法人）と合併したことに伴うものであります。

これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は太陽有限責任監査法人となります。

(6) (5) の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	-	45	-
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	45	-

当連結会計年度は上記以外に、前連結会計年度に係る追加報酬として当連結会計年度中に支出した額が5百万円あります。

b. その他の重要な報酬の内容

（前連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している税理士法人山田&パートナーズに対して、非監査業務に基づく報酬として2百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している税理士法人山田&パートナーズに対して、非監査業務に基づく報酬として2百万円を支払っております。

また、当社の連結子会社である IDOM Automotive Group Pty Ltd. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているGrant Thornton Audit Pty Ltd. に対して、非監査業務に基づく報酬として1百万円を支払っております。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額については、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目並びに連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案の上、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

d . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社の業績を考慮し決定しております。

また、その具体的な報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役については、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

当社の取締役の報酬等の限度額は、2007年5月23日開催の第13回定時株主総会において年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議しております。

提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名（うち、社外取締役2名）、監査役3名（うち、社外監査役2名）であります。

役員区分ごとの報酬の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	98	83	-	14	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	-	-	-	1
社外役員	19	19	-	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準の考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的の株式として区分し、それ以外の投資を純投資目的以外の株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。なお、純投資目的以外の目的で株式を取得する場合には、当社事業に対し高いシナジー効果が期待されることについて具体的な検討を行った上で、取締役会にて決議を行うこととしております。また、保有した場合の議決権行使については、当該株式の価値向上を前提に判断いたします。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、改正等にも遺漏なく対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,049	37,295
受取手形及び売掛金	6,774	6,715
商品	3 74,090	3 79,119
その他	9,043	5,143
貸倒引当金	93	158
流動資産合計	112,865	128,115
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,130	37,000
減価償却累計額	4 13,141	4 14,742
建物及び構築物(純額)	22,988	22,257
車両運搬具	167	256
減価償却累計額	29	21
車両運搬具(純額)	137	234
工具、器具及び備品	4,333	4,196
減価償却累計額	4 3,481	4 3,487
工具、器具及び備品(純額)	852	708
土地	218	218
建設仮勘定	541	97
有形固定資産合計	24,738	23,517
無形固定資産		
ソフトウェア	2,797	1,877
のれん	11,726	10,911
その他	5,330	4,604
無形固定資産合計	19,855	17,393
投資その他の資産		
投資有価証券	191	152
関係会社株式	1 2,261	1 119
長期貸付金	38	13
敷金及び保証金	6,083	5,938
建設協力金	5,753	5,142
繰延税金資産	1,438	2,811
その他	741	625
貸倒引当金	116	48
投資その他の資産合計	16,392	14,756
固定資産合計	60,986	55,667
資産合計	173,851	183,783

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 20,026	3 21,002
短期借入金	9,031	935
未払金	3,809	4,034
1年内返済予定の長期借入金	12,000	11,079
未払法人税等	312	1,624
前受金	11,177	9,773
預り金	249	274
賞与引当金	820	823
商品保証引当金	562	662
その他の引当金	507	544
その他	2,144	5,544
流動負債合計	60,642	56,299
固定負債		
長期借入金	5 68,023	5 79,824
長期預り保証金	432	432
資産除去債務	2,279	2,633
繰延税金負債	1,363	1,386
その他の引当金	561	426
その他	191	193
固定負債合計	72,852	84,897
負債合計	133,494	141,196
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	35,842	38,773
自己株式	3,947	3,947
株主資本合計	40,084	43,016
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	243	889
その他の包括利益累計額合計	243	889
新株予約権	3	3
非支配株主持分	512	456
純資産合計	40,357	42,586
負債純資産合計	173,851	183,783

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	309,410	361,684
売上原価	1 244,707	1 287,724
売上総利益	64,702	73,959
販売費及び一般管理費	2 61,301	2 64,868
営業利益	3,400	9,091
営業外収益		
受取利息	59	54
還付加算金	-	18
その他	39	35
営業外収益合計	98	108
営業外費用		
支払利息	868	1,377
為替差損	139	305
持分法による投資損失	396	627
その他	21	22
営業外費用合計	1,426	2,333
経常利益	2,072	6,867
特別利益		
受取補償金	-	35
補助金収入	22	22
子会社清算益	-	54
事業譲渡益	-	57
その他	0	1
特別利益合計	22	171
特別損失		
固定資産除却損	3 305	3 619
投資有価証券評価損	-	29
関係会社株式評価損	-	240
減損損失	4 158	4 1,847
和解金	-	144
店舗閉鎖損失	60	211
災害による損失	92	-
その他	-	27
特別損失合計	617	3,120
税金等調整前当期純利益	1,478	3,917
法人税、住民税及び事業税	1,061	1,781
法人税等調整額	54	1,454
法人税等合計	1,116	327
当期純利益	361	3,590
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	19	44
親会社株主に帰属する当期純利益	381	3,545

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益	361	3,590
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	605	814
持分法適用会社に対する持分相当額	9	68
その他の包括利益合計	595	745
包括利益	233	2,844
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	185	2,900
非支配株主に係る包括利益	48	56

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,157	4,032	36,373	3,947	40,615
当期変動額					
剰余金の配当			912		912
親会社株主に帰属する当期純利益			381		381
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	530	0	530
当期末残高	4,157	4,032	35,842	3,947	40,084

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	323	323	3	551	41,494
当期変動額					
剰余金の配当					912
親会社株主に帰属する当期純利益					381
自己株式の取得					0
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	567	567	0	39	606
当期変動額合計	567	567	0	39	1,137
当期末残高	243	243	3	512	40,357

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,157	4,032	35,842	3,947	40,084
当期変動額					
剰余金の配当			618		618
親会社株主に帰属する当期純利益			3,545		3,545
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動			4		4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	2,931	0	2,931
当期末残高	4,157	4,032	38,773	3,947	43,016

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	243	243	3	512	40,357
当期変動額					
剰余金の配当					618
親会社株主に帰属する当期純利益					3,545
自己株式の取得					0
連結範囲の変動					4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	645	645	-	56	701
当期変動額合計	645	645	-	56	2,229
当期末残高	889	889	3	456	42,586

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,478	3,917
減価償却費	3,030	3,140
のれん償却額	577	668
賞与引当金の増減額(は減少)	4	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	50	2
商品保証引当金の増減額(は減少)	309	99
受取利息及び受取配当金	59	54
持分法による投資損益(は益)	396	627
支払利息	868	1,377
為替差損益(は益)	126	150
固定資産除却損	305	619
和解金	-	144
投資有価証券評価損益(は益)	-	29
関係会社株式評価損	-	240
減損損失	158	1,847
売上債権の増減額(は増加)	5,333	2,020
たな卸資産の増減額(は増加)	26,865	5,539
未収消費税等の増減額(は増加)	-	1,721
未収入金の増減額(は増加)	3,398	2,323
未払消費税等の増減額(は減少)	2,842	2,333
仕入債務の増減額(は減少)	2,774	1,439
未払金の増減額(は減少)	36	224
未払費用の増減額(は減少)	507	1,257
その他	3,179	1,305
小計	15,734	15,554
利息及び配当金の受取額	59	57
利息の支払額	869	1,346
法人税等の支払額	3,049	508
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,593	13,757
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,836	2,226
無形固定資産の取得による支出	798	891
資産除去債務の履行による支出	31	125
投資有価証券の取得による支出	148	-
貸付けによる支出	13	-
貸付金の回収による収入	31	-
敷金及び保証金の差入による支出	782	130
敷金及び保証金の回収による収入	188	276
建設協力金の支払による支出	593	57
建設協力金の回収による収入	543	665
関係会社株式の取得による支出	111	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 4,354	-
営業譲受による支出	2 973	-
子会社の清算による収入	-	1,955
その他	136	127
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,015	406

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	7,829	8,096
長期借入れによる収入	24,145	22,525
長期借入金の返済による支出	132	12,667
配当金の支払による支出	911	618
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,930	1,142
現金及び現金同等物に係る換算差額	114	184
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	206	14,308
現金及び現金同等物の期首残高	22,763	22,970
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	17
現金及び現金同等物の期末残高	1 22,970	1 37,295

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

株式会社ガリバーインシュアランス

Gulliver USA, Inc.

Gulliver East, Inc.

東京マイカー販売株式会社

株式会社モーターレングローバル

株式会社モーターレングランツ

IDOM Automotive Group Pty Ltd.

Buick Holdings Pty Ltd.他7社

IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.他5社

Gulliver Australia Pty Ltd.

FIDO Cars Pty Ltd.

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度からGulliver Australia Pty Ltd.及びFIDO Cars Pty Ltd.の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社名

V-Gulliver Co.,Ltd.

Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.

株式会社スマートコネク

ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED

宜多梦(江蘇)商貿有限公司

IDOM U.S.A. Holdings Inc.

株式会社 I D O M ビジネスサポート

IDOM Midland Pty Ltd.他4社

IDOM Advance Pty Ltd.他4社

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスは、当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社の数 1社

Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

V-Gulliver Co.,Ltd.

株式会社スマートコネク

ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED

宜多梦(江蘇)商貿有限公司

IDOM U.S.A. Holdings Inc.

株式会社 I D O M ビジネスサポート

IDOM Midland Pty Ltd.他4社

IDOM Advance Pty Ltd.他4社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（2月末日）と異なる会社は以下のとおりであります。

（12月31日）

Gulliver USA, Inc.

Gulliver East, Inc.

株式会社モトーレングローバル

（3月31日）

株式会社モトーレングランツ

連結財務諸表作成にあたっては、Gulliver USA, Inc.、Gulliver East, Inc.、株式会社モトーレングローバルは決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用し、株式会社モトーレングランツは12月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商品

車両

個別法による原価法

その他

先入先出法による原価法

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、海外子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ 商標権 主として20年の定額法によっております。

・ ディーラーシップ権 20年の定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品保証引当金

保証付車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

イ．リベートバック引当金

取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリベートの将来の返金に備え、必要と認められる見積額を計上しております。

ロ．有給休暇引当金

海外子会社の一部において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利を行使される可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。

ハ．返品調整引当金

将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う諸費用相当額を計上しております。

(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建長期借入金及び利息

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取り組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が1,076百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が906百万円増加しております。また、「流動負債」の「その他」が4百万円減少し、固定負債の「繰延税金負債」が165百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が169百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注釈(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注釈(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「店舗閉鎖損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた60百万円は、「店舗閉鎖損失」60百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額」、「未払金の増減額」及び「未払費用の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によりキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた763百万円は、「未収入金の増減額」3,398百万円、「未払金の増減額」36百万円、「未払費用の増減額」507百万円、「その他」3,179百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
関係会社株式	2,261百万円	119百万円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

効率的に運転資金を確保するため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	27,158百万円	26,143百万円
借入実行残高	8,000	0
差引額	19,158	26,143

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
商品	11,479百万円	12,531百万円
計	11,479	12,531

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
買掛金	11,994百万円	15,479百万円
計	11,994	15,479

4. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. シンジケートローン契約

長期借入金のうち12,000百万円(2017年3月15日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち3,145百万円(2019年2月6日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち11,450百万円（2019年3月18日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち5,000百万円（2019年8月15日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%の金額以上に維持していること。

2020年2月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっていないこと。

長期借入金のうち6,550百万円（2019年9月19日付シンジケートローン契約）の中には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続の2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
369百万円	1,427百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
広告宣伝費	8,883百万円	8,910百万円
業務委託料	2,735	2,759
給料手当	17,924	19,218
賞与	2,756	2,981
賞与引当金繰入額	759	747
減価償却費	3,030	3,140
地代家賃	10,109	11,026

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	155百万円	585百万円
工具、器具及び備品	5	14
ソフトウェア	144	19
計	305	619

4. 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
営業店舗	建物及び構築物	関東地方ほか	152
	工具、器具及び備品	関東地方ほか	6
合計			158

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当事業年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.76%で割引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
営業店舗	建物及び構築物	関東地方ほか	996
	工具、器具及び備品	関東地方ほか	15
全社共通	ソフトウェア	本社	821
その他	ソフトウェア	本社	14
合計			1,847

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当事業年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

また、開発途中であった一部の全社共通システムについて、今後の開発方針の見直し等を含め回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、ソフトウェアに計上されていた額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により算定しており、その使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を0円として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	605百万円	814百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	9	68
その他の包括利益合計	595	745

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	106,888	-	-	106,888
合計	106,888	-	-	106,888
自己株式				
普通株式(注)	5,480	0	-	5,480
合計	5,480	0	-	5,480

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2016年第5回新株予約権(注)2	普通株式	2,100	-	-	2,100	2
	2017年第7回新株予約権(注)1	普通株式	500	-	500	-	-
	2017年第8回新株予約権(注)2	普通株式	1,200	-	-	1,200	1
合計		-	3,800	-	500	3,300	3

(注) 1. 2017年第7回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利失効によるものであります。

2. 2016年第5回新株予約権及び2017年第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月30日 定時株主総会	普通株式	354	3.5	2018年2月28日	2018年5月31日
2018年10月12日 取締役会	普通株式	557	5.5	2018年8月31日	2018年11月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月30日 定時株主総会	普通株式	557	利益剰余金	5.5	2019年2月28日	2019年5月31日

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	106,888	-	-	106,888
合計	106,888	-	-	106,888
自己株式				
普通株式（注）	5,480	0	-	5,480
合計	5,480	0	-	5,480

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2016年第5回新株予約権（注）	普通株式	2,100	-	-	2,100	2
	2017年第8回新株予約権（注）	普通株式	1,200	-	-	1,200	1
合計		-	3,300	-	-	3,300	3

（注）2016年第5回新株予約権及び2017年第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月30日 定時株主総会	普通株式	557	5.5	2019年2月28日	2019年5月31日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	60	0.6	2019年8月31日	2019年11月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	60	利益剰余金	0.6	2020年2月29日	2020年5月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	23,049百万円	37,295百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	79	-
現金及び現金同等物	22,970	37,295

2. 株式の取得及び事業譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

なお、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.

流動資産	4,053百万円
固定資産	2,159
のれん	3,839
流動負債	3,808
固定負債	165
非支配株主持分	17
株式の取得価額	6,062
現金及び現金同等物	734
差引:取得のための支出	5,327

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

3. 重要な非資金取引の内容

新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
資産除去債務増加高	265百万円	458百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借主側)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1年内	773	743
1年超	5,582	4,921
合計	6,355	5,665

(貸主側)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1年内	131	169
1年超	754	645
合計	885	814

なお、未経過リース料は、全額転貸リース取引に係るものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した上で元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としております。また、資金調達についてはその時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として受取手形及び売掛金、敷金及び保証金、建設協力金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗賃貸借契約に係る敷金及び協力金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、賃貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な賃貸人の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規定において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めております。

信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。なお、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

デリバティブ取引については、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の変動リスク及び為替変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理のための事務取扱手続を制定し、取引実施部署において厳正な管理を行い、内部牽制機能が有効に作用する体制をとっております。

流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	23,049	23,049	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,774	6,774	-
(3) 敷金及び保証金	6,083	5,958	125
(4) 建設協力金	5,753	5,420	332
資産計	41,661	41,203	458
(5) 買掛金	20,026	20,026	-
(6) 未払金	3,809	3,809	-
(7) 短期借入金	9,031	9,031	-
(8) 1年内返済予定の長期借入金	12,000	12,000	-
(9) 長期借入金	68,023	67,994	28
負債計	112,891	112,862	28

当連結会計年度（2020年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	37,295	37,295	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,715	6,715	-
(3) 敷金及び保証金	5,938	5,916	21
(4) 建設協力金	5,142	5,047	95
資産計	55,092	54,974	117
(5) 買掛金	21,002	21,002	-
(6) 未払金	4,034	4,034	-
(7) 短期借入金	935	935	-
(8) 1年内返済予定の長期借入金	11,079	11,079	-
(9) 長期借入金	79,824	80,475	650
負債計	116,875	117,526	650

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金並びに(4) 建設協力金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(5) 買掛金並びに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(9) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非上場株式	191	152
関係会社株式	2,261	119

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,049	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,774	-	-	-
敷金及び保証金	2,244	373	784	2,680
建設協力金	492	1,830	1,685	1,745
合計	32,561	2,204	2,469	4,425

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	37,295	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,715	-	-	-
敷金及び保証金	2,288	442	552	2,654
建設協力金	475	1,780	1,559	1,327
合計	46,774	2,222	2,112	3,982

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,031	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	12,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	11,085	325	10,325	24,470	21,816
合計	21,031	11,085	325	10,325	24,470	21,816

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	935	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	11,079	-	-	-	-	-
長期借入金	-	387	10,338	24,483	16,832	27,782
合計	12,014	387	10,338	24,483	16,832	27,782

(注) 5. 当座貸越契約については、注記事項「2. 連結貸借対照表関係 2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

その他有価証券は、すべて市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額191百万円)であります。

当連結会計年度(2020年2月29日)

その他有価証券は、すべて市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額152百万円)であります。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度において、有価証券について270百万円(その他有価証券の株式29百万円、関係会社株式240百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年2月28日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	3,431	-	15	15
	合計	3,431	-	15	15

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	3,523	-	5	5
	合計	3,523	-	5	5

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップ の一体処理 (特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円支払	長期借入金	6,396	6,396	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップ の一体処理 (特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円支払	長期借入金	6,396	-	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2009年9月より確定拠出型退職給付制度として確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
確定拠出型退職給付制度に係る費用	82百万円	82百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	1,015百万円	1,446百万円
商品保証引当金損金不算入額	172	202
貸倒引当金損金算入限度超過額	415	588
賞与引当金損金算入限度超過額	251	252
役員退職慰労引当金損金不算入額	58	58
商品評価損否認額	110	430
未払事業税否認額	20	135
固定資産除却損否認額	56	42
関係会社株式評価損	343	426
資産除去債務	657	728
減損損失	98	646
その他	533	345
繰延税金資産小計	3,735	5,305
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	1,162
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	904
評価性引当額小計(注)1	1,661	2,066
繰延税金資産合計	2,074	3,238
繰延税金負債との相殺額	635	426
繰延税金資産純額	1,438	2,811
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	386	446
企業結合により識別された無形固定資産	1,608	1,367
その他	4	-
繰延税金負債合計	1,999	1,813
繰延税金資産との相殺額	635	426
繰延税金負債純額	1,363	1,386

(注)1. 評価性引当額が405百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	49	29	196	-	1,171	1,446
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,162	1,162
繰延税金資産	-	49	29	196	-	8	(2)283

1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金1,446百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を283百万円計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.3	1.3
税額控除	2.7	2.0
住民税均等割	12.4	4.7
評価性引当金の増減	8.2	10.3
のれん償却額	13.0	5.2
持分法による投資損益	8.1	5.0
繰越欠損金	-	37.6
その他	1.3	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.5	8.4

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ．当該資産除去債務の概要

施設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と同様として見積り、割引率は耐用年数等に応じた年数の国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
期首残高	2,008百万円	2,279百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	265	458
時の経過による調整額	37	17
資産除去債務の履行による減少額	31	125
その他増減額(は減少)	2	5
期末残高	2,279	2,633

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として中古車販売事業、新車販売事業及びこれらの付帯事業を行っております。また、現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」、「その他」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2、3	合計
	日本	豪州	その他 (注) 1	計		
売上高						
外部顧客への売上高	244,997	62,211	2,201	309,410	-	309,410
セグメント間の内部売上高 又は振替高	47	-	-	47	47	-
計	245,045	62,211	2,201	309,458	47	309,410
セグメント利益	3,749	55	165	3,970	569	3,400
セグメント資産	149,917	27,904	756	178,577	4,726	173,851
その他の項目						
減価償却費	2,678	347	4	3,030	-	3,030
のれん償却額	-	-	-	-	577	577
減損損失	158	-	-	158	-	158
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,409	263	3	4,675	-	4,675

(注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. 前連結会計年度のセグメント情報は、「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

3. セグメント利益の調整額 569百万円には、セグメント間取引消去 7百万円及びのれん償却額 577百万円が含まれております。

4. セグメント資産の調整額 4,726百万円には、セグメント間取引消去 16,452百万円及びのれんの調整額 11,726百万円が含まれております。

5. セグメント利益及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。

6. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 2、3	合計
	日本	豪州	その他 (注) 1	計		
売上高						
外部顧客への売上高	274,738	84,277	2,669	361,684	-	361,684
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43	-	-	43	43	-
計	274,781	84,277	2,669	361,727	43	361,684
セグメント利益	9,578	76	131	9,786	695	9,091
セグメント資産	165,866	20,960	849	187,675	3,892	183,783
その他の項目						
減価償却費	2,706	429	4	3,140	-	3,140
のれん償却額	-	-	-	-	668	668
減損損失	1,847	-	-	1,847	-	1,847
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	3,149	298	4	3,452	-	3,452

(注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 695百万円には、セグメント間取引消去 26百万円及びのれん償却額 668百万円が含まれております。
3. セグメント資産の調整額 3,892百万円には、セグメント間取引消去 14,804百万円及びのれんの調整額 10,911百万円が含まれております。
4. セグメント利益及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。
5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 ユー・エス・エス	37,997百万円	日本

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 ユー・エス・エス	36,005百万円	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
減損損失	158	-	-	-	158

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,847	-	-	-	1,847

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	577	577
当期末残高	-	-	-	11,726	11,726

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	668	668
当期末残高	-	-	-	10,911	10,911

（注）前連結会計年度の当期償却額及び当期末残高は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得原価の当初配分額の重要な見直し

2018年10月1日に行われたAndrews & Wallis Motor Group 5社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表において、取得原価の当初配分額の見直しが反映されており、買収時点におけるのれんの金額を5,923百万円から3,839百万円に変更しております。

その結果、買収時点における無形固定資産のその他の金額が2,008百万円増加し、非支配株主持分が76百万円減少しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2018年3月1日 至2019年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人 主要株 主	㈱フォワード	東京都港区	10	資産管理	(被所有) 直接 27.6	役員の兼任	中古車の売 買及び整備	82	-	-

当連結会計年度（自2019年3月1日 至2020年2月29日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自2018年3月1日 至2019年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.	ニュージ ーランド	341千 NZドル	ニュージ ーランドにお ける中古車 事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	中古車の販 売	769	売掛金	1,532

当連結会計年度（自2019年3月1日 至2020年2月29日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.	ニュージ ーランド	341千 NZドル	ニュージ ーランドにお ける中古車 事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	中古車の販 売	567	売掛金	1,436

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2018年3月1日 至2019年2月28日）

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近 親者	羽鳥 兼市	-	-	役員の近親 者	(被所有) 直接 1.0	役員の近親 者	中古車の販 売	28	-	-

当連結会計年度（自2019年3月1日 至2020年2月29日）

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近 親者	羽鳥 兼市	-	-	役員の近親 者	(被所有) 直接 1.0	役員の近親 者	中古車の販 売	33	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
前連結会計年度(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	LD&R Holdings Pty Ltd.	オーストラリア	-	資産管理	-	不動産の賃貸	不動産の賃借賃借料	740	-	-
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	Lindwall Nominees Pty Ltd.	オーストラリア	-	資産管理	-	不動産の賃貸	不動産の賃借賃借料	315	-	-

当連結会計年度(自2019年3月1日 至2020年2月29日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	LD&R Holdings Pty Ltd.	オーストラリア	-	資産管理	-	不動産の賃貸	不動産の賃借賃借料	578	-	-
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	Lindwall Nominees Pty Ltd.	オーストラリア	-	資産管理	-	不動産の賃貸	不動産の賃借賃借料	288	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 不動産賃借料については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)		当連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	
1 株当たり純資産額	392.88円	1 株当たり純資産額	415.42円
1 株当たり当期純利益金額	3.76円	1 株当たり当期純利益金額	34.97円

(注) 1. 前連結会計年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額は、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)
1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	381	3,545
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	381	3,545
期中平均株式数 (千株)	101,407	101,407
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年10月13日取締役会決議 の第 5 回新株予約権 (新株予約権の数 21,000個) 2017年 7月12日取締役会決議 の第 8 回新株予約権 (新株予約権の数 12,000個)	2016年10月13日取締役会決議 の第 5 回新株予約権 (新株予約権の数 21,000個) 2017年 7月12日取締役会決議 の第 8 回新株予約権 (新株予約権の数 12,000個)

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、2020年5月28日に開催予定の第26回定時株主総会に、資本準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の理由

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少させ、その他資本剰余金を増加させることにより、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本準備金の額 4,032,660,000 円

増加するその他資本剰余金の額 4,032,660,000 円

(3) 日程

取締役会決議日 2020年4月14日

株主総会決議日 2020年5月28日

債権者異議申述公告 2020年6月17日(予定)

債権者異議申述最終期日 2020年7月17日(予定)

効力発生日 2020年7月31日(予定)

(4) その他

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上のためであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類 普通株式

取得し得る株式の総数 3,000,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.0%)

株式の取得価額の総額 1,500百万円(上限)

取得期間 2020年4月15日から2020年7月14日

取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,031	935	3.30	-
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	11,079	1.02	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	68,023	79,824	0.67	2021年~2028年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	89,054	91,839	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	387	10,338	24,483	16,832	27,782
合計	387	10,338	24,483	16,832	27,782

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	90,206	179,276	272,574	361,684
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	736	3,292	5,708	3,917
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	447	2,124	3,597	3,545
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	4.41	20.95	35.48	34.97

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 又は 1 株当たり四半期純損失 金額 (円)	4.41	16.55	14.52	0.51

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,360	33,224
売掛金	5,177	5,696
商品	54,687	57,155
貯蔵品	53	23
前払費用	1,366	1,579
その他	6,815	1,824
貸倒引当金	917	1,553
流動資産合計	82,543	97,949
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,207	17,249
構築物	4,223	4,184
車両運搬具	4	3
工具、器具及び備品	559	429
土地	218	218
建設仮勘定	539	85
有形固定資産合計	23,753	22,171
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	2,779	1,863
その他	14	14
無形固定資産合計	2,794	1,878
投資その他の資産		
投資有価証券	30	0
関係会社株式	14,791	12,650
関係会社長期貸付金	11,373	11,661
破産更生債権等	79	48
長期前払費用	534	446
敷金及び保証金	5,684	5,536
建設協力金	5,753	5,142
繰延税金資産	1,457	2,826
その他	119	124
貸倒引当金	310	243
投資その他の資産合計	39,515	38,192
固定資産合計	66,062	62,242
資産合計	148,606	160,191

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,334	4,620
短期借入金	8,000	-
1年内返済予定の長期借入金	12,000	10,680
未払金	2,887	2,782
未払法人税等	-	1,351
未払消費税等	-	2,384
未払費用	1,424	1,938
前受金	9,487	9,573
預り金	216	223
賞与引当金	805	806
商品保証引当金	562	662
設備関係未払金	255	125
前受収益	310	248
その他の引当金	507	544
流動負債合計	39,792	35,941
固定負債		
長期借入金	4 64,825	4 77,145
長期預り保証金	432	432
資産除去債務	2,146	2,380
その他	191	191
固定負債合計	67,595	80,149
負債合計	107,387	116,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金		
資本準備金	4,032	4,032
資本剰余金合計	4,032	4,032
利益剰余金		
利益準備金	39	39
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	36,933	39,815
利益剰余金合計	36,972	39,854
自己株式	3,947	3,947
株主資本合計	41,215	44,096
新株予約権	3	3
純資産合計	41,218	44,100
負債純資産合計	148,606	160,191

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	1 234,618	1 258,008
売上原価	1 181,847	1 199,406
売上総利益	52,770	58,602
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	8,142	8,081
給料及び手当	12,222	12,423
賞与引当金繰入額	759	747
減価償却費	2,626	2,652
地代家賃	9,713	10,347
貸倒引当金繰入額	21	43
その他	16,533	16,569
販売費及び一般管理費合計	1 50,018	1 50,867
営業利益	2,751	7,735
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	407	156
還付加算金	-	18
その他	8	34
営業外収益合計	1 416	1 209
営業外費用		
支払利息	311	640
為替差損	140	307
その他	41	32
営業外費用合計	493	979
経常利益	2,673	6,964
特別利益		
受取補償金	-	35
子会社清算益	-	54
事業譲渡益	-	57
補助金収入	22	22
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	22	169
特別損失		
固定資産除却損	2 294	2 619
投資有価証券評価損	-	29
関係会社株式評価損	-	240
減損損失	158	1,847
和解金	-	144
店舗閉鎖損失	60	211
貸倒引当金繰入額	382	555
災害による損失	92	-
その他	0	26
特別損失合計	988	3,676
税引前当期純利益	1,707	3,457
法人税、住民税及び事業税	673	1,325
法人税等調整額	100	1,368
法人税等合計	774	42
当期純利益	933	3,500

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年3月1日 至2019年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,157	4,032	4,032	39	36,912	36,952	3,947	41,194	3	41,198
当期変動額										
剰余金の配当					912	912		912		912
当期純利益					933	933		933		933
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	20	20	0	20	0	20
当期末残高	4,157	4,032	4,032	39	36,933	36,972	3,947	41,215	3	41,218

当事業年度（自2019年3月1日 至2020年2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,157	4,032	4,032	39	36,933	36,972	3,947	41,215	3	41,218
当期変動額										
剰余金の配当					618	618		618		618
当期純利益					3,500	3,500		3,500		3,500
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	-	-	-	-	2,881	2,881	0	2,881	-	2,881
当期末残高	4,157	4,032	4,032	39	39,815	39,854	3,947	44,096	3	44,100

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品

車両

個別法による原価法

その他

先入先出法による原価法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 商品保証引当金

保証付車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

(4) その他の引当金

イ. リベートバック引当金

取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリベートの将来の返金に備え、必要と認められる見積額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う諸費用相当額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしておりますので、一体処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」908百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,457百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注釈（注8）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「店舗閉鎖損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた60百万円は、「店舗閉鎖損失」60百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 保証債務

以下関係会社の金融機関等からの借入及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
株式会社モーターレングランツ	1,869百万円	3,760百万円
株式会社モーターレングローバル	70	86
Buick Holdings Pty Ltd.	3,092	2,803
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	408	370
計	5,441	7,021

2. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
短期金銭債権	5,701百万円	2,767百万円
短期金銭債務	3,899	3,058

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	27,000百万円	26,000百万円
借入実行残高	8,000	0
差引額	19,000	26,000

4. シンジケートローン

長期借入金のうち12,000百万円(2017年3月15日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち3,145百万円(2019年2月6日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち11,450百万円(2019年3月18日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち5,000百万円（2019年8月15日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%の金額以上に維持していること。

2020年2月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっていないこと。

長期借入金のうち6,550百万円（2019年9月19日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続の2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	4,685百万円	6,399百万円
仕入高	15,339	364
販売費及び一般管理費	867	851
営業取引以外の取引高	360	125

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	145百万円	585百万円
工具、器具及び備品	4	14
ソフトウェア	144	19
計	294	619

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
子会社株式	14,791	12,650
関連会社株式	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
商品評価損否認額	110百万円	430百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	246	246
役員退職慰労引当金損金不算入額	58	58
商品保証引当金損金不算入額	172	202
その他の引当金損金不算入額	155	167
貸倒引当金損金算入限度超過額	478	653
未払事業税否認額	5	131
関係会社株式評価損	343	426
固定資産除却損否認額	38	24
資産除去債務	657	728
減損損失	98	646
税務上の繰越欠損金	-	283
その他	118	135
繰延税金資産小計	2,484	4,136
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	882
評価性引当額小計	640	882
繰延税金資産合計	1,844	3,254
繰延税金負債との相殺額	386	428
繰延税金資産純額	1,457	2,826
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	386百万円	428百万円
繰延税金負債合計	386	428
繰延税金資産との相殺額	386	428
繰延税金負債純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4	1.2
税額控除	2.3	2.3
住民税均等割	10.7	5.3
評価性引当金の増減	7.5	7.0
繰越欠損金	-	42.6
その他	0.2	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3	1.2

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、2020年5月28日に開催予定の第26回定時株主総会に、資本準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の理由

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少させ、その他資本剰余金を増加させることにより、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本準備金の額	4,032,660,000 円
増加するその他資本剰余金の額	4,032,660,000 円

(3) 日程

取締役会決議日	2020年4月14日
株主総会決議日	2020年5月28日
債権者異議申述公告	2020年6月17日(予定)
債権者異議申述最終期日	2020年7月17日(予定)
効力発生日	2020年7月31日(予定)

(4) その他

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上のためであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	3,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.0%)
株式の取得価額の総額	1,500百万円(上限)
取得期間	2020年4月15日から2020年7月14日
取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	26,770	1,418	1,218	1,847 (791)	26,970	9,720
	構築物	7,566	796	353	741 (204)	8,009	3,824
	車両運搬具	16	0	0	1	16	13
	工具、器具及び備品	3,823	120	187	234 (15)	3,756	3,327
	土地	218	-	-	-	218	-
	建設仮勘定	539	83	537	-	85	-
	計	38,935	2,418	2,297	2,824 (1,011)	39,056	16,885
無形固定資産	商標権	4	-	-	0	4	4
	ソフトウェア	6,717	986	317	1,610 (836)	7,385	5,521
	その他	14	-	-	-	14	-
	計	6,736	986	317	1,610 (836)	7,404	5,526

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

資産の種類	設備の内容	金額(百万円)
建物	直営店舗の新規出店・移転等	1,418

2. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
4. 「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,228	1,797	1,228	1,797
賞与引当金	805	806	805	806
商品保証引当金	562	99	-	662
その他の引当金	507	544	507	544

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日より2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り（注）	
取扱場所	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	1件/無料
公告掲載方法	電子公告で行う。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 （ホームページアドレス https://221616.com/idom/investor/ ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第25期）（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）2019年5月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年5月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第26期第1四半期）（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）2019年7月16日関東財務局長に提出

（第26期第2四半期）（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）2019年10月15日関東財務局長に提出

（第26期第3四半期）（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月29日

株式会社I D O M

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 宏 樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社I D O Mの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社I D O M及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 I D O Mの2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 I D O Mが2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社I D O M

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 元 宏 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社I D O Mの2019年3月1日から2020年2月29日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社I D O Mの2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。